

市町村名 **【三芳町】** ※ご記入をお願いします。

2021 年度自治体要請キャラバン

社会保障の拡充を求める要望書 回答書

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答：住民課】

当町の賦課割合は医療分につきましては、応能割の比率が高いという状況であります。今後とも町国保運営協議会の意見を伺いながら、社会経済情勢等も見極め、慎重に対応していきたいと考えております。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答：住民課】

子ども・子育て支援の観点から、低所得世帯であるか否かに係わらず、子どもに係る均等割の額を軽減した上で保険料を設定することとなり、令和4年度から全世帯の未就学児が5割軽減となる予定です。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答：住民課】

当町の国保財政運営は、慢性的な税収不足に伴い、毎年一般会計から多額の繰入をしている状況であります。しかしながら、高齢者や低所得者が多く加入している国民健康保険の構造的な問題からやむを得ないとも考えておりますが、一般会計の厳しい財政状況から、これ以上の繰入は難しいと思います。

(2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

今回のアンケート結果では、滞納世帯が18万2781世帯ありましたが、減免はその内1万830世帯で、これは滞納世帯の5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内62市町で1万6247世帯の申請があり、その内1万4594世帯、総額24億6817万8496円の減免が行われました。現在もコロナ禍にあることから、2021年度も国保税コロナ減免を実施してください。

① 保険税免除基準を生保基準の1.5倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してくだ

さい。

【回答：住民課】

保険税の減免については国民健康保険税条例で規定していますが、生保基準の文言は明記されていません。国保の広域化に伴い保険税減免の基準も統一されていくと思われまますので、今後の動向を注視してまいります。

- ② 2021年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答：住民課】

2021年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施する予定です。また、国の基準や制度の変更等についてはその動向を注視してまいります。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

- ① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

【回答：住民課】

一部負担金の減免等については、町の規則に基づき減免をしており、減免基準につきましては、入院のみであります。近隣の状況を参考にし、生活保護基準の 1.2 倍までを対象とした要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）を定めました。今後は、事務処理の基準等も県内で統一されていくと思われまますので、その動向を注視してまいります。

- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答：住民課】

運用や事務処理の基準等の取扱についても同上となります。

- ③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答：住民課】

同上

(4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

昨年から続くコロナ禍にあつて、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることができます。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

- ① 住民に寄り添った対応を行ってください。

【回答：税務課】

納税が困難であるとの申し出があつた場合、納税相談を行い納税資力がなく生活困窮であると判断した場合には、滞納処分の執行停止などの措置を適用しております。また、生活再建を支援する観点から関係課へのご案内もしております。引き続き、納税が困難な方につきましては、生活状況等を把握した上で、適正に対応してまいります。

- ② 給与等の全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

【回答：税務課】

滞納整理につきましては、差押禁止財産あるいは差押禁止額等の法令上の規定を遵守しております。

- ③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答：税務課】

滞納整理につきましては、税負担の公平性の観点から法令に基づき行っております。しかし、納税が困難である申し出があった場合には、納税相談を行い、財産の状況や収入支出の状況、債務状況等を確認し、納税者の生活状況を把握した上で、必要と判断した場合には、納税緩和措置の適用や滞納処分等の執行停止などの措置を適用しております。しかし、督促等に応じず、納付や相談がなされない場合には、差押えなどの滞納整理を行っております。

- ④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答：税務課】

税の徴収につきましては、先の回答のとおり納税相談の上、納税者の生活状況を把握した上で、必要と判断した場合には、納税緩和措置の適用や滞納処分等の執行停止などの措置を適用しております。引続き、生活実態に配慮し、適正に対応してまいります。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2021 年のアンケート結果では資格証明書が 22 市町で 676 世帯、短期保険証は 6 市町で 1 万 4603 世帯、2 万 4866 人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は 2,780 世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちません。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

- ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答：住民課】

資格証明書等の発行については、滞納被保険者との相談の機会を確保することを主眼とするもので、納税相談をしていただくための手段と考えておりますが、社会経済情勢等の変化を踏まえ安心して医療機関で受診できるようにするため、一般の保険証と同様の 3 割負担の短期被保険者証を発行しております。

- ② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答：住民課】

当町では窓口留置はありません。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答：住民課】

現在は資格証明書の発行はありませんが、今後においても短期被保険者証発行者との相談の機会を確保していきながら、税負担の公平性や相互扶助の精神の必要性の理解に努めていきたいと考えております。

(6) 傷病手当金を支給してください。

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021年アンケート結果によれば2020年度は44市町で277人が申請し272人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

① 傷病手当金の支給を2021年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答：住民課】

今回は緊急措置として条例改正を行い、2021年度に関しましても、新型コロナウイルス感染症対策の傷病手当が9月申請分まで延期になりました。今後は国保の広域化に伴い任意給付に関しても県内で統一されていくと思われまますので、その動向を注視してまいります。

② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答：住民課】

今後については、社会経済情勢等の変化を踏まえ、国・県の動向を注視していきます。

(7) 国保運営協議会について

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答：住民課】

国保運営委員会の公募制については、庁内において審議会等の委員の公募制が平成23年4月から導入されておりますので、今後検討していきたいと考えております。

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答：住民課】

委員は住民代表でもありますので、十分意見が反映していると考えております。

(8) 保健予防事業について

2020年度はコロナ禍にあつて特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答：住民課】

令和3年度より、三芳町国民健康保険被保険者の特定健診の自己負担は無料となります。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答：住民課】

一部のガン健診は特定健診時に受けることができます。

③ 2021年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答：住民課】

過去3年間未受診の方に対し、受診勧奨を行います。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答：住民課】

三芳町個人情報保護条例に基づき実施しております。

2. 後期高齢者医療について

第204回国会で75歳以上の方の医療費負担が、所得により1割から2割負担に2倍化される法案が提出され2023年10月以降に実施する計画が進行しています。75歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答：住民課】

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持する為に、高齢者と若者の世代間の公平が図れるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があります。今後については、国、県等の動向に注視していきたいと考えております。

(2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答：住民課】

健康相談は継続支援しており、低栄養やフレイルにも注意し、生活全般の相談に応じております。

(3) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答：健康増進課】

令和3年度より医療と介護の一体化事業を開始しました。今後は、より一層フレイル予防に重点をおき、生活習慣の改善に向けた健康長寿事業を実施していきます。

(4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答：住民課】

後期高齢者医療の健康診査の自己負担金は令和2年度より無料となりました。また、人間ドックについては、国保の被保険者と同様の補助を実施しております。

3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあって地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

(1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答：健康増進課】

当町には4つの病院があり、人口10万人当たり病床数は県内上位となっています。また、令和元年度病床数は増床となっています。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答：健康増進課】

三芳医会と情報共有をはかります。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

コロナ禍にあってなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の拡大が脅威となっています。

(1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答：健康増進課】

保健所の管轄は埼玉県となるため、埼玉県とも連携を図り、相談体制の強化に努めます。

(2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

【回答：健康増進課】

埼玉県では介護保険入所系施設において、現在入所系施設職員を対象に公費にて月に2回PCR検査を実施しております。7月以降は入所系施設職員にプラスし通所系サービス事業所職員にも月に2回PCR検査を実施しています。

(3) 無症状者に焦点をあてた大規模なPCR検査を行ってください。

【回答：健康増進課】

三芳町では、令和2年度より町民の身近な生活の場において感染者等が発生した際に、都道府県が実施する行政検査及び保険診療の対象とならない無症状であるPCR検査の希望者に対し、無料で検査を実施しております。

(4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答：健康増進課】

三芳町では希望する高齢者が7月末までに2回接種が終了できるように接種体制を整えています。また居宅支援事業所の協力を得て、予約状況を調査したところ多くの方が予約を行っておりました。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

アンケート結果によれば2021年度の介護保険料の改定で、据え置きが12自治体、引き上げは44自治体(平均年額5,255円増)がありましたが、7市町村では平均年額1823円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽

減に努力してください。

【回答：健康増進課】

第8期介護保険料は、第8期介護保険事業計画に基づき、令和3年度から令和5年度の3年間の総給付費等の見込み額から算定されます。本町は高齢化率が近隣市より高く、令和5年度には団塊の世代が75歳を迎えます。今後も介護認定者も増加している状況にあり、適切な給付費等を見込み、第9期の介護保険料を決めさせていただきます。

2. **新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。**

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2020年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021年度も実施してください。

【回答：健康増進課】

令和2年度より新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者の負担を軽減する観点から、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の減免支援を実施しております。

3. **低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。**

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答：健康増進課】

令和3年度低所得者への保険料基準額に対する割合は、第1段階の負担割合を0.3、第2段階を0.5、第3段階を0.7とし、保険料の更なる軽減を実施しております。

4. **介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。**

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答：健康増進課】

一人一人の介護サービス利用者には担当ケアマネジャーがおり、真に必要なサービスであり、本人の介護度が低く利用限度額を上回る場合には、介護度の区分を変更することで限度額の上限が変更になり、結果として限度額内で収まるよう対応を行っております。

(2) 2割、3割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答：健康増進課】

一人一人の介護サービス利用者には担当ケアマネジャーがおり、サービス利用者が2割・3割負担になったことでサービス利用を抑制しているとの報告は受けておりません。

5. **看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。**

【回答：健康増進課】

現状では介護保険制度として対応されておられません。

6. **新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。**

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答：健康増進課】

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う介護サービス事業所によるサービス継続支援につきましては、一時的に人員や運営基準を満たすことができない場合にも報酬を軽減しないこと等柔軟な取り扱いをさせていただいております。令和2年度は臨時的な取り扱いとしまして、通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所におきましては、利用者から同意を得られた場合には上位の報酬を算定できるような取り扱いをいたしております。

また、町独自の取り組みとしまして、訪問系介護サービス事業所7か所に応援給付金を支給いたしました。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答：健康増進課】

介護サービス事業所感染拡大防止対策事業とし、介護サービス事業所へ衛生用品購入費用の補助を行いました。また、令和2年度より国からマスク、アルコール、グローブの衛生用品の配給があり、令和3年度も市町村をとおし各事業所に提供しております。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答：健康増進課】

三芳町では希望する高齢者が7月末までに2回接種が終了できるように接種体制を整えています。また居宅支援事業所の協力を得て、予約状況を調査したところ多くの方が予約を行っていました。

埼玉県では介護保険入所系施設において、現在入所系施設職員を対象に公費にて月に2回PCR検査を実施しております。7月以降は入所系施設職員にプラスし通所系サービス事業所職員にも月に2回PCR検査を実施しています。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答：健康増進課】

第8期介護保険事業計画では、看護小規模多機能居宅介護施設1か所とグループホーム1か所の増設を計画しております。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答：健康増進課】

令和3年度より地域包括支援センターの職員を増員し、月曜日から土曜日まで相談が行えるよう体制を整備しました。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答：福祉課】

衛生用品については、国や県を通じ配布を行っております。今後も、国等から衛生用品が届き次第、速やかに施設等への配布を行ってまいります。

- (2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答：福祉課】

ご存じのとおり、自宅での経過観察の判断は保健所が行います。町障害者福祉担当課としては、要請があれば保健所の業務に最大限協力します。

- (3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

【回答：福祉課】

職員不足への対応は、状況や必要に応じて各施設からの相談に対応しています。

- (4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答：福祉課】

ワクチン接種の担当課である健康増進課と連携を図ってまいります。

2、 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

- (1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

【回答：福祉課】

令和3年度から始まる「三芳町障がい者福祉計画・第6期三芳町障がい福祉計画・第2期三芳町障がい児福祉計画」において、令和5年度末までに地域生活支援拠点を1か所整備することを目標に掲げています。

また、地域生活支援拠点の体制整備の一環として、令和2年2月に「みよしの里」に緊急時のショートステイベッドを2床整備しました。

- (2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答：福祉課】

事業主体からの施設整備に関するご相談には、これまでも対応してきました。今後も同様です。独自補助の考えは今のところありません。

- (3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答：福祉課】

これまで通り、当事者のご意見を大切にしたいと考えます。

3、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答：福祉課】

障害福祉サービスの見込み量と確保については「第6期三芳町障がい福祉計画」のとおりです。この確保は、町内だけで充足させることではなく、個別のニーズに応じて町外での確保も行い対応してまいりました。今後も同様です。事業進捗には実施主体たる事業所のご協力が必要で、その点に関しては常に相談しながら行っています。

- (2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答：福祉課】

当町では、高齢者と障がい者の事務を所管しており、これまでも365日、24時間、緊急時に個別の状況に応じて相談対応をしてきました。今後も同様の対応、体制を維持してまいります。

- (3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

【回答：福祉課】

個別の状況を伺い、それぞれのサービスごとの規定に従い提供します。

4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答：福祉課】

医療制度の補填を福祉制度で行うには財政的負担が多く、事業の財源は県補助金を前提としているため、県要綱に定める以外の事業はできません。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答：福祉課】

ご存じのとおり2市1町広域での現物給付は行っています。それ以上に範囲を拡大する考えは現状ありません。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答：福祉課】

県補助を財源とする事業のため県要綱に定める以外の対象は考えていません。

- (4) 行政として、二次障害（※）について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※**脳性麻痺**をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する**二次障害**（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答：福祉課】

二次障害は個別それぞれの状況や背景があり、十分に應えるべくケースワーカーが対応しています。必要に応じて医療機関を含む関係機関への対応も連携しつつ行っています。今後もそのように対応します。

5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答：福祉課】

実施しています。

- (2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答：福祉課】

県要綱に基づき負担割合以外で当町の持ち出し金額はありません。

- (3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答：福祉課】

本事業は県補助要綱に基づき実施しており、規定される時間の拡大は考えておりません。

- (4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答：福祉課】

県補助を財源とする事業のため県補助要綱のとおり実施します。

- (5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答：福祉課】

そのような機会があれば検討します。

6、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答：福祉課】

初乗り運賃の増減により配布枚数を増減させたことは、これまでございません。あくまでも初乗り運賃の補助という考えとなりますので100円券の発行も必要ないと考えます。

- (2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答：福祉課】

介助者単独での利用は想定していませんが、障害者ご本人が同乗する場合は、これまでも特に制限していません。

- (3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答：福祉課】

機会があれば検討いたします。

7、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答：福祉課】

当町では行政保有名簿の対象者を難病見舞金の対象者も含めており幅広く対応することとしています。また、ご家族の有無は名簿登載には関係ありません。避難経路や避難場所のバリアフリーは自治安心課、健康増進課、福祉課、三芳町福祉施設連絡協議会のメンバーで定期的を開催する会議で検討します。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答：福祉課】

重点対象者の登録制については、前述の自治安心課、健康増進課、福祉課、三芳町福祉施設連絡協議会のメンバーで定期的を開催する会議で検討します。

- (3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答：自治安心課】

避難者情報カードを指定避難所に提出していただく必要がありますが、カード提出時、避難所以外で避難（在宅避難等）し、救助物資が必要な旨を記載いただければ、指定避難所にて救助物資を避難所避難者と同様に用意いたします。救助物資の受取は、カードを提出していただいた指定避難所となります。

- (4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答：福祉課】

避難行動要支援者名簿の開示は、ご本人の意思にかかわらず行われるため厳密に取り扱うべきものと考えます。現在定められた支援機関以外の開示は考えておりません。

- (5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の

機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答：政策推進室】

当町では自然災害に対応する災害対策グループ、感染症等に対応する危機管理グループを設置し、全庁横断的に対応する組織体制となっております。新型コロナウイルス感染症の対応では保健所をはじめ県と連携を図り、三芳町緊急支援事業に取り組んでまいりました。今後も県との連携のもと危機管理等に努めてまいります。

8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答：福祉課】

新型コロナウイルス感染症を原因として、障がい福祉関連の事業を削減・廃止はしておりません。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答：こども支援課】

令和3年4月1日時点の町内在住児童の入所保留数は、13名です。

- ② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答：こども支援課】

4月1日現在の町内保育施設での受け入れ児童総数は、管外子どもを含め以下のとおりです。

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
37	90	115	94	107	113

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

【回答：こども支援課】

第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、量の確保について対応してまいります。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答：こども支援課】

施設における加配職員配置が進むよう、町単独補助として県補助の補助要件より要件を緩和した補助制度を令和元年度より創設し補助を行っています。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答：こども支援課】

認可外保育施設から認可施設に移行する場合には、国・県の補助金を活用し整備を進めることとなりますが、町単独による補助金の増額については、適正な事業者負担の必要性や町の財政状況等を勘案いたしますと困難であると考えています。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

【回答：こども支援課】

少人数保育を行うためには、通常の保育室の他に保育を行う有効スペースを確保し保育士を配置する必要がありますが、現状では有効スペースを確保することが難しい状況です。しかし、町では国基準より多く保育士を配置しておりますので、感染防止対策を徹底しきめ細かい保育を心掛けて少しでも保護者の不安が軽減できるよう努めております。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答：こども支援課】

国による処遇改善加算とは別に、町では町単独補助として保育士に対する職員給与調整事業を行っています（常勤職員1人当たり月額18,000円）。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食料費（副食費）が保育料から切り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

- (1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答：こども支援課】

令和元年10月より3歳児以降の副食費について保護者に負担いただくことになりました。三芳町では、町内全ての保育園が月額4,500円としています。副食費導入の際、無償化前の保護者負担金の額は4,500円を上回っており、負担増とはなっていません。また、副食費は保育料と同様、国の基準に基づき免除措置も行っております。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答：こども支援課】

町が実施する研修事業への参加を町内各保育施設に呼びかける等、町の保育サービスの向上に努めています。また、令和2年度は認可外事業所内保育事業所5か所に立ち入りを実施しております。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援を行なってください。

【回答：こども支援課】

子ども・子育て支援新制度の枠組みの中で、児童の処遇低下や保育の格差が生じないように努めております。

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答：こども支援課】

現在学童保育室においては、公設公営で実施しており、待機児童はありません。

「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」は「41人を超えている場合には、複数の集団活動ができる体制をとる。」と分離・分割を促していますので、安全・安心な場を提供するために、部屋の中に壁や仕切りをもうけ工夫しながら日々の出席状況をみて支援単位で保育を実施しています。大規模クラブの分離・分割については、関係部署と協議を進めていきます。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で41市町(63市町村中65.1%)、「キャリアアップ事業」で32市町(同50.8%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答：こども支援課】

町では学童保育室に勤務する会計年度任用職員について、県主催の研修会に参加し支援員資格を取得した場合、報酬の格付け見直しを実施することになりますが、公設公営による運営のため会計年度任用職員は町が直接雇用（任用）する形となっており、本職種のみ処遇改善を実施することは困難な状況です。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わら

ずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」) 立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答：こども支援課】

この制度に関し県への要望の機会があれば、検討させていただきます。

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

- (1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引きつづき継続してください。

【回答：こども支援課】

町では、中学生までの入院、通院に係る保険医療分の自己負担額を助成しています。町の財政状況を考慮し、進めていくこととなりますが、対象児童拡充については、現在難しいと思われま。

なお、ひとり親家庭等の児童については、所得制限がありますが、18歳に達する日の属する年度の3月末まで支給しています。

- (2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答：こども支援課】

この制度に関し国や県への要望の機会があれば、検討させていただきます。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省ホームページで2020年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

【回答：福祉課】

福祉課窓口前に設置した情報ラックに置き、どなたでも気軽に手に取ることができるようになっています。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。

コロナ禍にあつて、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言って過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会を行わないよう改善してください。

【回答：福祉課】

これまでもお答えしておりますが、町は生活保護の実施機関ではありません。

3. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。
福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。
【回答：福祉課】
前述と同様です。
4. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。
生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。
また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。
【回答：福祉課】
前述と同様です。
5. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。
コロナ禍にあって、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあっせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。
【回答：福祉課】
ケースワークは実施主体たる福祉事務所が行います。
6. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。
【回答：福祉課】
これまでどおり、生活困窮者自立支援法、生活保護法の実施主体と連携を図り、ご相談の入り口になる機関として丁寧にお話を伺ってまいります。

以上